

令和2年8月12日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第25号

1. 成年後見制度利用促進体制整備研修を開催します。

○市町村職員、中核機関職員等を対象とした研修を、以下の日程で実施いたします。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、非集合型のオンライン研修で実施します。

○本研修は、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる貴重な機会ですので、ぜひご受講ください。研修の詳細については、各都道府県に送付しております事務連絡等をご確認ください。

➤ 本号の掲載内容

1. 成年後見制度利用促進体制整備研修を開催します
2. 各地の取組紹介
：全国各地で、広域連携での取組が進んでいます！（岩手県盛岡圏域、福岡県行橋・京都圏域）

研 修 名	内容・ポイント	日 程		定 員
基礎研修 市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員向け（中核機関になる予定、見込みの職員も含む）	権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解 ○成年後見制度や権利擁護支援についてゼロから解説！初めて担当する方も安心です。 ○市町村職員に求められる市町村申立の実務についても学ぶことができます。	第1回	オンデマンド受講期間 8月下旬～9月27日(日)	400名
			ライブ配信日 9月28日(月)～29日(火)	
		第2回	オンデマンド受講期間 8月下旬～10月28日(水)	400名
			ライブ配信日 10月29日(木)～30日(金)	
応用研修 中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員向け（中核機関になる予定、見込みの職員も含む）	中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得 ○意思決定支援のミーティング、マッチングや後見人支援など幅広い相談対応に役立つ、実践的な内容です。 ○任意後見、補助、保佐類型の相談対応についても、講義、演習を通じて学ぶことができます。	第1回	オンデマンド受講期間 10月上旬～11月9日(月)	200名
			ライブ配信日 11月10日(火)～12日(木)	
		第2回	オンデマンド受講期間 10月上旬～12月15日(火)	200名
			ライブ配信日 12月16日(水)～18日(金)	
都道府県担当者研修 都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員	都道府県研修の企画立案・運営に関する手法、最新の施策動向などの理解 ○他の都道府県の実践例をご紹介しますので、今後の研修企画や市町村支援に、役立てていただけます。		ライブ配信日 10月7日(水)	150名

※この他、新型コロナウイルス感染症の収束状況により、昨年度同様の集合型でも実施する可能性があります。

基礎及び応用研修については、都道府県職員、都道府県社会福祉協議会職員、市区町村又は都道府県から推薦のある専門職（受任調整のアドバイザー、体制整備アドバイザー、講師候補者）の方もご参加いただけます。

どちらも今年度はオンラインで実施しますが、引き続きグループワークを予定しているため、様々な地域の方とお話いただき、各地の取組の情報交換をしていただくことが可能です。

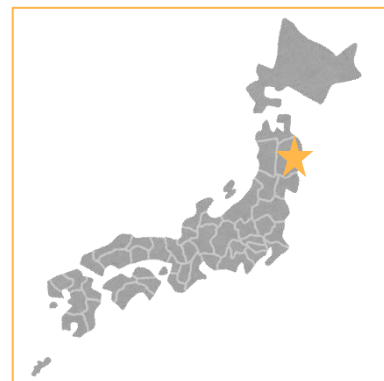


2. 各地の取組紹介します ～全国各地で、広域連携での取組が進んでいます！～

①岩手県・盛岡圏域の2市3町で中核機関が整備されました！

岩手県 盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町

- 認知症や障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、生活を支援する成年後見制度の利用促進を図るため、盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町の2市3町の共同で、令和2年4月に、中核機関となる「盛岡広域成年後見センター」を開設しました。



広域圏域の概要（令和2年3月末時点）

	盛岡市	滝沢市	雫石町	紫波町	矢巾町	圏域全体
人口（人）	287,326	55,325	16,263	33,090	27,227	419,231
高齢化率（%）	27.2	24.98	37.4	30.73	26.0	—
面積（k㎡）	886.47	182.46	608.82	238.98	67.32	1,984.05

中核機関の概要

①名称	盛岡広域成年後見センター
②運営開始	令和2年4月20日
③運営方法	委託（受託者：NPO法人成年後見センターもりおか）
④職員数	4名（常勤3名、非常勤1名 ※非常勤は14名がローテーションで常勤1名分の勤務を行う）
⑤手続方式	2市3町で協定締結。幹事市がNPO法人と契約。4市町は幹事市に負担金納入。
⑥負担割合	○委託総額の10%は均等割。残り90%は対象者数（高齢者人口、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者数）割。 ○3年間の相談実績が反映できるようになる5年目からは、均等割10%、対象者数割70%、相談件数割20%となる予定。 ○各按分の割合は、事業ごとにどの方法で按分すべきか協議し決定。
⑦事業概要	広報・啓発、相談対応、申立支援、市民後見人養成、後見人等活動支援、受任者調整、地域連携ネットワークの構築等。

元々、NPOで法人後見等に従事していた障害者の親などが参加しています

今回も市役所で利用促進の業務に携わっている私から、気づいたことをお伝えしていきますネ。

広域で実施の場合、財政折衝の際に、「負担した分が、当市の住民の利益となっているのか」と聞かれることが想定されます。そこで、盛岡地域では、実績に応じた確実な対応が図れるように、3年間の相談実績を見て、4年目に調整を踏まえた予算要求を行い、5年目以降は応益負担の仕組みを取り入れています。こうした工夫は、庁内の財政部門に対しての説得力が増しますネ。

また、事業ごとの按分を整理しているとのこと。コロナ禍で歳入確保が求められる中で、こうした整理の仕方は国庫補助を申請する上でも、メリットがあると思いますネ。



広域整備のきっかけ・理由

盛岡市では、市民後見人の活動支援等の理由から、周辺市町でも、首長申立のバックアップ体制が必要などの理由から、中核機関の必要性について認識していました。しかし、財政的な負担が大きいことや、中核機関の担い手が不足していることなどの課題から、どの市町も単独での整備は難しいとも感じていました。そこで、平成29年度に盛岡市から広域での整備を提案し、具体的な協議が始まりました。



センターの看板と事務局

中核機関整備までのプロセス概要

平成 29 年度	・ 広域市町の介護保険担当課会議で広域整備について提案（10 月）
平成 30 年度	・ 検討会議（課長級）の開催（9 月、12 月） →スケジュール、事務担当者会議の協議内容の合意形成 ・ 事務担当者会議の開催（10 月、11 月、1 月、3 月） →仕様書、負担割合、概算事業費等の協議
令和元年度	・ 検討会議（課長級）の開催（5 月、6 月、8 月、10 月、11 月、2 月） →担当課レベルで負担割合、事業費の決定 ・ 各市町での意思形成（5～6 月） ・ 盛岡広域首長懇談会で首長による合意形成（11 月） →参加市町、負担割合、事業費の決定 ・ プロポーザルによる受託候補者選定（1 月） ・ 委託先との調整（2 月～） ・ 5 市町で協定締結（3 月）
令和 2 年度	・ 委託契約締結（4 月 1 日）、開設（4 月 20 日）

盛岡市が事務局となり、2市3町の課長が審査を行いました。



プロポーザルの様子

広域整備の利点

幹事市である盛岡市の担当者は、中核機関を広域で整備する利点として、以下の5点を考えています。

- (1) 単独設置と比較して、少ない費用負担により設置が可能。
(スケールメリットのほか、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の枠組みを利用することで、総務省の財政措置（特別地方交付税措置）が期待できる)
- (2) 専門機関・専門職等の社会資源の確保・共有が可能。
- (3) 広域市町で養成している市民後見人の有効活用の期待。
- (4) 制度利用促進に係る課題の共有及び解決が可能。
- (5) 行政職員の人事異動に関わらず、広域市町としての方針や知識、ノウハウの継続が可能。

財源の確保は、市役所職員の腕の見せ所ですネ。福祉だけで探すのではなく、その地域の仕組みづくりの視点から捉えられと、連携中枢都市や定住自立圏などの発想にたどり着きやすいと思います。



定住自立圏を活用した広域整備の事例は、「[中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集](#)」で、北海道・旭川市他や長野県・飯田市他、宮崎県・延岡市他の自治体が紹介されています。



小規模な市町村であれば、権利擁護の担当者が1人というところも多く、庁内ではなかなか横の相談ができない、市町村長申立のノウハウが蓄積されないといった課題が、行政担当者的にはありますネ。広域整備だと担当者間のつながりから、色々と相談しやすいといった良さがありますネ。

広域整備に向けた調整で苦労した点と解決策

広域市町の担当課間での調整のほか、企画担当課、財政担当課とそれぞれ調整が必要であり、各市町で足並みをそろえて進めるために時間がかかりました。広域整備の場合は、予定どおりに進められないことも多く、余裕を持ったスケジュール設定が必要になります。



盛岡広域成年後見センターの様子

ナルホド。だから、上のプロセス概要を見ると、スケジュールの合意形成を早めに行っているのですネ。私も早めに、関係部署への声掛けをしたいと思っています。



広域整備を担当した職員の一言

広域整備は、広域の事務を経験したことがない限り、進め方が手探りになり、調整にも時間を要するため、苦労することもあると思います。

しかし、単独整備と比較するとスケールメリットの恩恵が大きく、また、特に規模の小さい自治体は、資源が不足している場合でも、他自治体と共有することで、整備が可能になることもありますので、積極的に検討する価値はあると思います。



②福岡県^{みやこ}の行橋・京都地区の1市2町で中核機関が整備されました！

福岡県 行橋市、苅田町、みやこ町

- 行橋・^{みやこ}京都地区（行橋市、苅田町、みやこ町）では、判断能力が不十分になっても安心して生活できる地域を目指し、令和2年7月に中核機関となる行橋・京都成年後見センターを1市2町で開設しました。



広域圏域の概要（令和2年3月末時点）

	行橋市	苅田町	みやこ町	圏域全体
人口（人）	73,113	37,361	19,349	129,823
高齢化率（%）	29.6	24.5	40.0	—
面積（k㎡）	70.05	48.98	151.34	270.37



行橋・京都成年後見センターの様子

中核機関の概要

①名称	行橋・京都成年後見センター
②運営開始	令和2年7月1日
③運営方法	委託（受託者：一般社団法人 北九州成年後見センター）
④職員数	4名（センター長1名、社会福祉士2名、事務職1名）
⑤手続方式	1市2町で議決により施設の共同利用に係る協議書を締結。 2町は行橋市に負担金を納入。
⑥負担割合	均等割20%、人口割20%、利用者割60%
⑦事業概要	広報事業、2次相談（1次相談として各地域包括支援センター等）、後見人支援

元々、隣接する北九州市でセンターを実施している法人に委託をすることで、人材やノウハウ確保の課題が解消できます。

広域整備のきっかけ・理由

行橋市では、これまで成年後見制度利用促進に関する取組があまり進んでいなかったため、相談等の機能を果たす中核機関の設置の必要性を認識していました。そこで、従来から介護保険業務の運営や医療の連携などでも、同じ圏域でつながりのあった苅田町とみやこ町の2町に相談を持ちかけ、共同運営で進めることにしました。

広域で実施することはメリットもありますが、特にセンターの所在地ではない市町村の住民から「遠い」との印象を持たれては担当者としてツライですネ。

また、地域の相談支援機関から、広域のセンターに丸投げになってしまう恐れもあります。

行橋・京都地区では、住民に近い地域包括支援センターなどがまずは相談をきちんと受け止め、そして成年後見センターが2次相談機関として制度利用の判断や方針の検討を行い、全体の仕組みとして実施しているので、これらの課題もクリアできそうですネ。

同じエリアの介護事業所や病院といった関係機関側からすると、A市でもB市でも同じ対応となるので、現場レベルの連携が非常にスムーズになりやすいです。

中核機関整備までのプロセス概要

平成29年度	11月	1市2町課長会議において、中核機関を共同で設置する方針で合意
平成30年度	5月	中核機関の共同設置に向けた1市2町担当課長会議開始
	9月	行橋市成年後見制度利用促進委員会設置条例制定
	10月	行橋市成年後見制度利用促進委員会設置
令和元年度	3月	行橋市成年後見制度利用促進基本計画策定
	9月	行橋・京都成年後見センターの設置に係る条例を制定
令和2年度	1月	行橋・京都成年後見センターを1市2町の住民が共同利用するための協議書締結
	4月	行橋・京都成年後見センター運営業務委託の開始
	7月	行橋・京都成年後見センターの相談業務開始

行橋市が条例により公の施設として設置し、その後、協議書により共同利用の担保を図る手続きの進め方です。

広域整備の利点

当圏域であれば13万人規模の自治体と同じスケールで仕事ができ、同時に1自治体の費用負担が抑えられます。また、広域内でしっかりと方向性を決めて、各自治体の実績等を比較しながら、向上心を持って業務ができます。

同じ投資額で、通常の規模よりも大きい内容が還元されるのは、住民にとって大きなメリットですし、PRポイントにもなると思います。

また、私たち市役所職員が評価や検証を行う際には、自分の自治体の実績の変化等だけでなく、近隣の自治体との実績等も比較しながら実施しますネ。

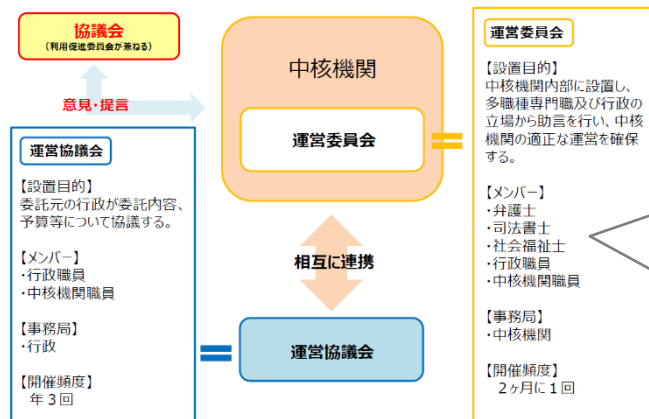
通常は、照会やアンケートをして確認をするのですが、広域で実施しているので、既にそういったデータ収集ができていくことになります。

広域整備に向けた調整で苦労した点と解決策

予算計上や議案の上程スケジュールが1市2町で違うため、課長会議の開催や随時連絡を取り合い、早め早めの調整を意識し、期限をあらかじめ設定することで短期間での中核機関の立ち上げが実現できました。

どの市町村も予算は秋ごろ、議会が3,6,9,12月と概ねの時期は一緒ですが、確かに要求額の提示や査定方法、議案提出の切り目は異なりますネ。

私も、自分の自治体ルールが普通と考えずに、丁寧に情報交換・確認作業を進めたいと思います。



行橋・京都地区における
中核機関と各種会議体の関係図

広域整備を担当した職員の一言

広域連携の方法は様々ですが、その地域に合うものが必ずあります。また、人口の少ない自治体は単独での中核機関の立ち上げと運営には大きな費用を要しますが、広域連携をすることで費用を抑えることが可能です。

広域連携は1自治体で中核機関を立ち上げるよりも、煩雑な事務や自治体間の調整をする必要が生じますが、実際に利用される住民のメリットの実現に向けて、積極的な検討を進めてください。

私の調査報告書

① 広域整備は、担当者間の悩みの共有から始まる可能性がある

中核機関の必要性を担当者（市町村だけでなく市町村社協も含め）は感じていますが、人員や財政的な負担からもう1歩を踏み出すのが難しい模様です。これをクリアするために、都道府県が「圏域の勉強会」として、担当者が気軽に集まり、話すきっかけづくりをしているところもあります。また、このような場に、専門職も参加することで、担当者の想いのバックアップや、更なる意識醸成につながるといったメリットがあります。

② 広域整備では、中核機関整備までのスケジュール、協議・合意形成の場を早い段階で設定しておくことが重要

どちらの事例も整備までに2年半を要しています。市町村間の合意、実質的な協議、予算要求などを逆算しておくことと、課長級などの会議により、何をどの場で協議・決めるのかを明確にしておくことが重要です。

③ 圏域内の各市町村単位の仕組みや関係性も合わせて、広域の仕組みを考える

住民がまず相談する場所としては、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会等が想定されますので、広域の中核機関と地域の関係機関とが、どう役割分担するのか等まで一緒に考えることが大切です。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111〔代表〕（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

検索

